

筑波スクエアダンスクラブ会則

昭和56年12月19日制定
平成12年2月5日改正
平成17年2月19日改正
平成20年12月13日改正
令和3年4月10日改正

1. 名 称 本会は、「筑波スクエアダンスクラブ」と称し、英文名を “Tsukuba Square Dance Club” とする。
2. 事務所 本会は、事務所を会長宅に置く。
3. 目 的 本会は、健全なレクレーションとしてのスクエアダンスを楽しむことを目的とし、あわせてその普及と発展に寄与する。
4. 事 業 本会は、前条の目的のために下記の事業を行う。
 - i) 例会
 - ii) 各種パーティー、研修会の開催
 - iii) 初心者講習会の開催
 - iv) その他目的達成のために必要な事業
5. 会 員
 - (1) 本会の会員は、正会員、連絡会員、準会員及び名誉会員とする。
 - (2) 正会員は本会の目的に賛同し、スクエアダンスの初心者講習会修了者及びこれと同等と認められた者とする。
 - (3) 連絡会員は、本会の正会員がやむを得ない理由により例会への参加が困難であるが、本会の各種情報を継続して得たい旨を役員会に申請し、認められた者とする。総会における議決権、役員への就任などの権利は有しない。
 - (4) 準会員は、他クラブから日本スクエアダンス協会（以下、S協）に登録しているS協会員で、本会の例会にも定常的に出席を希望する者で、その旨を役員会に申請し、認められた者とする。総会における議決権、役員への就任などの権利は有しないが、例会などにおける役割分担などの義務は有する。
 - (5) 名誉会員は、本会の正会員がやむを得ない理由により例会への参加が困難であるが、本会への功績が著しいとして役員会の提案に基づき、総会の決議をもって推薦された者とする。総会における議決権、役員への就任などの権利は有しない。会費等の納入を要しない。
 - (6) 入会する会員は所定の手続きをふみ、所定の入会金、会費等を納入しなければならない。
 - (7) 1年以上欠席等連絡のない会員は自然脱会したものとみなす。
 - (8) 会員としての体面を汚し、または本会の目的、会則等に反する行為をした者は役員会の議を経て除名することができる。本規定により除名する場合は、役員会の議決に先立ち、当該会員に通知し、弁明の機会を与えなければならない。
6. 役 員
 - (1) 本会は下記の役員を置く。
 - i) 会長 1名
 - ii) 副会長 若干名

- iii) 総務 若干名
- iv) 会計 若干名
- v) 指導 若干名
- vi) 監事 1名

- (2) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (3) 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合には任務を代行する。
- (4) 総務は、本会が行う事業の企画、記録、広報及び会運営上の庶務等を担当する。
- (5) 会計は、本会の会計を担当する。
- (6) 監事は、会計年度の末に会計監査及び業務監査を行い、監査結果を定例総会に報告する。
- (7) 役員は総会で選出され、任期は1年とし、再任を妨げない。

7. 会議
- (1) 本会の会議は、総会、役員会及び役員幹事会とする。
 - (2) 総会は、本会の最高決議機関であり、正会員で構成され、会長が召集する。定例総会は、年1回（原則2月）開催するものとし、必要に応じて臨時総会を開催することができる。
 - (3) 役員会は役員で構成され、会長が召集し、各種報告の受理及び会務に必要な事項を審議決定する。定例役員会は原則として隔月開催とするが、必要に応じて臨時役員会を開催することができる。
 - (4) 役員幹事会は、会長、副会長1名、総務2名、会計1名及び指導2名の計7名をもって構成する。幹事は役員の互選により選出する。役員幹事会は、必要に応じて会長が召集し、役員会において委任された事項を審議あるいは決定する。ただし、都合ある場合において、幹事の指名に基づく代理人（役員に限る）の代理出席を妨げない。
 - (5) すべての会議は、構成員の3分の1以上の出席がなければ開会することはできない。会議に出席できない場合は委任状にて出席にかえることができる。
 - (6) 議決は、出席者の過半数とする。

8. 会計
- (1) 本会の経費は、入会金、会費、参加費、事業収入、寄付金、その他の収入をもって充てる。
 - (2) 入会金、会費及びこれらの納入方法は、細則で定める。
 - (3) 参加費は、会費とは別に特別行事、または会場費、スナック等、必要に応じて徴収する費用で、役員会の議を経て徴収することができる。
 - (4) 会員以外の参加費は、細則で定める。
 - (5) 夫婦、親子、兄弟姉妹会員の会費については、細則で定める。
 - (6) 会計年度は毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

9. 付則
- (1) 本会の細則については、役員会の議を経て別に定める。
 - (2) 本会則の改定は、総会において出席者の4分の3以上の賛成を必要とする。
 - (3) 本会則は、昭和57年1月1日から実施する。
 - (4) 本会則は、平成12年2月5日から実施する。
 - (5) 本会則は、平成17年2月19日から実施する。
 - (6) 本会則は、平成21年1月1日から実施する。
 - (7) 本会則は、令和3年4月10日から実施する。

会計細則

昭和 56 年 12 月 19 日 制定・施行

平成 20 年 12 月 13 日 改正；平成 21 年 1 月 1 日施行

平成 21 年 1 月 24 日 改正・施行

令和 3 年 4 月 10 日改正

- (1) 入会金は、2,000 円とする。
- (2) 正会員の会費は 6 カ月で 5,000 円／人 とする。ただし、小中学生については半額、学生（高校生～大学院生）については 3 割引とする。夫婦会員の割引特典は、特段定めない。
- (3) 連絡会員の会費は、年間 1,000 円／人 とする。連絡会員が例会に参加する時の一日会費は 500 円とする。
- (4) 準会員の会費及び入会金は、正会員と同額とする。
- (5) 入会金の納入は入会時とする。連絡会員については、納入を要しない。
- (6) 会費は前期（1～6 月）及び 後期（7～12 月）の開始月に納入するものとする。途中入会の場合の会費については、役員会の議を経て別途定める。一年分一括納入の場合は全額の 10% 引きとする。
- (7) 会員以外の参加があるときは、1 回につき 200 円（役員会で 特に定める場合は、500 円）を徴収できるものとする。ただし、アニバーサリー宣伝等での訪問時は徴収を要しない。
- (8) 一旦納入された会費は原則として返金しないが、やむを得ない事情（長期出張、転勤等）で退会する場合、納入済みの会費についての措置は、役員会の議を経て別途定める。
- (9) 日本スクエアダンス協会、日本フォークダンス連盟等の講習会や研修会に参加する正会員への補助は、役員会の議を経て別途定める。
- (10) 予算計上されていない臨時支出は、役員会の議を経てその支出の合否を決定する。緊急を要する臨時支出については、会長の判断によるが、直後の役員会での事後承認を必要とする。
- (11) (6) において、前期あるいは後期の途中の月に入会する正会員ならびに準会員については、その期の会費は月 1,000 円とする。
- (12) 本会からの支出に際して、慶弔費、講師謝金、自宅のパソコンでの資料印刷等で領収書の入手が困難な場合は、本会所定の支払証明書で領収書に代える。
- (13) (12) において、自宅のパソコン等での資料印刷時の費用は 1 ページにつき 7 円とする。なお、両面印刷の場合は、2 ページ分とすることができる。
- (14) やむを得ない事情で、本会会計で立替払いをする場合は、予備費からの支出とすることができます。立替先からの支弁をもって予備費に返済する。ただし、この措置は年度を越えて行うことはできない。

事業細則

昭和56年12月19日 制定・施行

昭和63年1月1日 改正・施行

平成20年12月13日 改正・施行

平成21年11月7日 改正・施行

令和3年4月10日改正

- (1) 本会の活動の拠点を竹園交流センター（〒305-0032 茨城県つくば市）に置く。
- (2) 本会は下記の上部団体に加盟参加し、その下での活動も行う。
 - i) 一般社団法人日本スクエアダンス協会
 - ii) 一般社団法人日本スクエアダンス協会 関東甲信越統括支部
 - iii) 竹園公民館サークル代表者会議
 - iv) 日本フォークダンス連盟茨城県支部
 - v) 北関東スクエアダンス連絡協議会
 - vi) 茨城県スクエアダンス連絡協議会
- (3) 例会は、原則として月3回（月5週の場合は4回）、土曜日 竹園交流センター大ホールで行う。
- (4) 初心者講習会は原則として年1回行う。
- (5) 指導担当役員 ならびに、現在、例会または研修会等でコール、キューをしている正会員及び準会員、外部研修会に参加し勉強している正会員及び準会員で指導部会を構成し、本会におけるスクエアダンス及びラウンドダンス、カントリーダンス等の指導を担当する。指導部の体制、運営、実施内容等は指導部ミーティングで決定し、役員会に報告する。
- (6) 本会以外の初心者講習会を卒業したスクエアダンサー あるいは 本会以外のスクエアダンスクラブのスクエアダンサーが本会へ正会員 あるいは 準会員として入会を希望する場合、原則として、3ヵ月間は会計細則第7項に定める会員以外の参加者として参加し、その後、役員会の議を経て所定の入会手続きをもって入会するものとする。ただし、前所属クラブの会長の推薦等があるときは、役員会の議を経て上記の期間を短縮することができる。
- (7) 会則「5. 会員」の第6項に定める所定の手続きに係る様式は、別紙1（新規入会用）ならびに 別紙2（継続入会用）とする。

年 筑波SDC 入会申込書 [継続]		No. _____	
ふりがな： 名前： 住所：〒 <u>E-mail:</u> <small>E-mail アドレス → 会員名簿への掲載を希望しないとき、〈〉内に×印をしてください ⇒ ()</small>		性 別： 誕生日： 月 日 <u>電話番号：(* = 029)</u> <u>FAX番号：(* = 029)</u>	
<u>携帯電話：</u>		<small>携帯電話番号 → 会員名簿への掲載を希望しないとき、〈〉内に×印をしてください ⇒ ()</small>	
勤務先・学校	<u>電話番号：</u> <u>FAX番号</u>		
クラブバッジ： 既所有 / 新規製作希望 (入会時無料；再希望時有料) 新規作成時のバッジ名： →			
初心者講習会：			
S協会員番号： S協ライセンス：		FD連盟会員番号： 指導者 級・番号：	
			会計担当記入欄 (修正・入金日など)
会員種別： ()内に○を 正会員() 連絡会員() 準会員()	会費	入会金	
		正/準・1年=9,000円； 正/準・半年=5,000円； 学生・1年=6,300円；学生・半年=3,500円； 小中・1年=4,500円；小中・半年=2,500円； 連絡 = 1,000円	
	S協	入会金	
	日連	会費	
合計		円	
備考：			

様式 1

年 筑波SDC 入会申込書 [新規]		No.	
ふりがな：	性別：		
名前：	誕生日：	年 月 日	
住所：	電話番号：(* = 029)		
E-mail：	FAX番号：(* = 029)		
E-mail アドレス → 会員名簿への掲載を希望しないとき、×印をしてください ⇒ ()			
<u>携帯電話：</u>		携帯電話番号 → 会員名簿への掲載を希望しないとき ×印をしてください ⇒ ()	
勤務先・学校	電話番号：	FAX番号	
クラブバッジ：既所有 / 新規製作希望 (入会時無料；再希望時有料) 新規作成時のバッジ名：→			
初心者講習会：			
S協会員番号： S協ライセンス：	日本FD連盟会員番号： 指導者 級・番号：		
会計担当記入欄 (修正・入金日など)			
会費 (内訳) :	会費	入会金	
	S協	入会金	
	日連	会費	
		更新料	
合計			
備考：			

筑波スクエアダンスクラブ 御中

年 月 日

支出請求書

請求者氏名 氏名記入

合計金額 ￥ 0

科目	品 名	数量	単価	金額	備考

★ 科目欄は行事名等の使用目的を記入

★ 品名欄は出来るだけ詳しく記入して下さい。

上記金額を受領しました。

年 月 日

氏名記入

印 or サイン

筑波スクエアダンスクラブ運営方針

会長 半田 啓二

私たち筑波スクエアダンスクラブの運営（例会）は、

- ① スクエアダンス／ラウンドダンスを楽しむクラブであること；
- ② 会員すべてが運営に携わるクラブ活動であり、カルチャーセンターのような「教える人－教わる人」の関係のクラス活動ではないこと；
- ③ ダンスプログラムは基本的に、SDが B, MS ; RDは ph 2
---- という基本的な姿勢で行っています。

しかし、昨今のSD/RD界の状況に鑑み、SDではP、RDでは ph 3についても、特別例会という位置づけで定例の例会前の1時間をその時間に充てています。

また、A,Cのダンスプログラムにつきましては、有志が別のクラブ（つくばAC¹）を組織し活動しています。

筑波スクエアダンスクラブ … これまでの経緯

筑波SDCは、茨城県下に最初に創設されたクラブとして、まずはつくば市をはじめとして茨城県下にスクエアダンスを広めることが第1 …との観点から、クラブ自身の基礎を固め、次いで 県下各地でのスクエアダンスの展開・普及の活動をリードするという意味合いで、広く県下から参加者を募っての合宿研修会を開催してきました。また、夏場には、定例の会場（竹園交流センター）から冷房が完備している「筑波ハム・レストラン自然味工房」に会場を移して、食事をしながらのダンス「暑気払いパーティー」（8月に開催するときは「残暑お見舞いパーティー」）と称するパーティーを企画し、この企画にも県下を中心に広く参加者を募って、スクエアダンスの普及発展に資する活動をしてきました。

¹ つくばAC : 1980年代後半になって アドバンスやチャレンジのダンスプログラムに対するSD熱が高まり、首都圏を中心にアドバンス以上のダンスプログラムを楽しむダンサーが増えました。筑波SDCでも 1995年ころから有志20数名が集まって月1回の頻度でアドバンスの勉強会を非公開で行ってきました。その勉強会を公開して誕生したのが“つくばAC”です。

そして、創立15周年を迎えるころ、つくば市内に新しく各種室内スポーツ用施設「カピオ」が完成する機会をとらえ、筑波SDCを広く紹介しよう … とのことで、15周年を記念して第1回のアニバーサリーパーティーを開催しました。

その後も県下への普及活動・交流活動について、合宿研修会や暑気払いパーティーなどをを利用して行うこととし、アニバーサリーパーティーは、毎年ではなく5年ごと開催することとしております。

なお、合宿研修会については、平成20年度ころから、筑波SDCが担ってきた県下各クラブをリードする役割は終えた …との認識から他クラブへの呼びかけは行わず、クラブ内行事として実施することとするよう方向を修正しました。

上述のように、筑波スクエアダンスクラブのダンスプログラムは、SDがBとM S、RDが ph2（特別例会として、SDがP、RDが ph3）ですが、東京からいささか離れたつくばの地に、B から C3 までのダンスプログラムを楽しむクラブ … 「筑波スクエアダンスクラブ」および「つくばAC」 … があり、しかも男女比のバランスがいいという点は、「筑波スクエアダンスクラブ」がっての成果 --- ということで、”筑波スクエアダンスクラブの現状紹介” のひとつとして、これまで アニバーサリーパーティーで紹介してきました。

平成23年6月18日

クラブ間交流・所属変更・会員のモラルに関するガイドライン

筑波スクエアダンスクラブ

制定の目的：

- (1) 筑波スクエアダンスクラブ（以下、"クラブ"と呼称します）の会員としての誇りと運営協力・帰属意識の高揚。
- (2) スクエアダンス¹を楽しむ他のクラブやグループなどおよびS協や日連などの組織（以下、"他クラブ"と呼称します）の活動（例会、研修会、講習会、パーティー、ジャンボリー、コンベンションなど）への参加・交流促進の奨励。
- (3) 会員の状況変化（例会場からの距離・便利さ、住所・勤務先の変化など）に対応するスクエアダンス活動継続の支援。

内容：

<会員>

- 1) クラブは、他クラブの活動への積極的な参加・交流促進を奨励します。
- 2) クラブの会員は、参加・交流促進に際して、クラブバッジ着用を原則とし、クラブの会員としての誇り、自覚を持って行動します。
- 3) クラブ会員は、他クラブの活動に対して恒常的に参加を希望する場合、会長に連絡します。
- 4) クラブ会員は、状況変化により他クラブへの移籍を希望する場合、事前に会長に届け出ます。²
- 5) クラブは、会員のスクエアダンス³活動継続の支援のため情報の提供等必要な協力を行います。

<役員・指導部所属会員>

- 6) クラブ役員や指導部所属会員（主要スタッフ）は、他クラブの運営活動⁴へ参加する場合、クラブの運営に支障が出ないよう配慮します。
- 7) クラブは、クラブコーラー・キュアが他クラブからの要請など、外部でのコール・キュの機会があった場合、技術の向上等の場ととらえ、積極的な出演を奨励します。この場合、クラブコーラー・キュアは、会の運営に支障が出ないよう配慮します。
- 8) クラブ役員や指導部所属会員（主要スタッフ）は、合同講習、合同パーティーなど他クラブと共同で実施する行事に関して、役員会の意向を受けて行動します。

以上

1 クラブで対象としているダンスプログラムとし、また、クラブで対象としているラウンドダンスも含みます。

2 移籍後も、感謝の念と友好関係を重視し、お互いに交流が可能な良好な人間関係の維持を第一に行動します。

3 クラブで対象としているダンスプログラムとし、また、クラブで対象としているラウンドダンスも含みます。

4 他クラブでの恒常的なクラブ運営や指導（コール、キュなど）を指します。